

教 授 会 規 程

制定 昭和 32 年 4 月 1 日

改正 昭和 48 年 4 月 1 日

昭和 59 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日

令和 4 年 1 月 26 日

令和 4 年 2 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岐阜市立女子短期大学学則（昭和 29 年 4 月 1 日制定）第 46 条の規定に基づき、教授会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 教授会は、学長、教授、准教授、講師、助教及び事務局長をもって構成する。

(招集)

第 3 条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

(会議の成立)

第 4 条 教授会は、構成員の過半数の出席により成立する。ただし、人事及び大学の重要事項については、3 分の 2 以上の出席を必要とする。

(議事の決定)

第 5 条 教授会の議事は、出席者の過半数によって決する。可否同数の時は、議長が決する。ただし、人事については、3 分の 2 以上とする。

(審議事項)

第 6 条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 2 章第 1 節（第 10 条を除く。以下「法」という。）に基づくその権限に属する事項
 - ア 学長の選考に関する事項
 - イ 教員の進退及び人事に関する事項
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に基づき学長が決定を行う事項
 - ア 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - イ 学位の授与に関する事項
 - ウ 学則その他重要な規程の制定改廃に関する事項

- エ 事業計画に関する事項
- オ 学科の設置及び廃止に関する事項
- カ 教育課程に関する事項
- キ 学生の退学、転学、休学等に関する事項
- ク 試験及び単位認定に関する事項
- ケ 学生の補導厚生に関する事項
- コ 学外の大学や短期大学、その他の機関の団体との連携に関する事項
- サ その他本学の教育・研究に関して重要と認めた事項

(3) 学校教育法第93条第三項に基づき学長等から意見を求められた事項

- 2 学長は、前項第2号及び第3号の事項につき、教授会の意見を考慮して決定を行わなければならない。

(岐阜市立女子短期大学審議委員会)

第7条 前条第1項第1号イに掲げる事項のうち教育公務員特例法第9条第1項に規定する教員の懲戒に関する審議については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条第1項に基づき、教授会に岐阜市立女子短期大学審議委員会を設置し、当該審議を委任する。

- 2 前項の岐阜市立女子短期大学審議委員会は、懲戒に関する審議の対象となる事案ごとに、学長の指示により、教授会が都度設置する。

(岐阜市立女子短期大学教員人事委員会)

第8条 第5条第1項第1号イに掲げる事項のうち法第3条第5項に規定する教員（非常勤講師を除く。）の採用及び昇任のための選考については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条第1項に基づき、教授会に設置する岐阜市立女子短期大学教員人事委員会に、当該審議及び決定を委任する。

(議案の提出)

第9条 教授会の構成員から議案を提出する場合は、あらかじめ学長にこれを提出しておかなければならない。ただし、緊急の事案であって、教授会が特に認める場合は、この限りでない。

(専門委員会の設置)

第10条 教授会はその定めるところにより、教授会に属する教職員のうちの一部のも

のによって構成される専門部会を置くことができる。

- 2 前項の規定に関わらず、必要に応じて、教授会に属していない教職員を専門部会の委員とすることができる。

(幹事)

第 11 条 教授会の記録は、その他の庶務を処理するため、幹事若干名を置く。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和 32 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 2 月 24 日から施行する。